

令和8年9月17日
国土交通省関東地方整備局
千葉国道事務所

千葉市役所前アンダーパスで新たに予防的事前通行規制を導入

～予防的な事前通行規制を導入拡大します～

大雨時に国道357号千葉市役所前アンダーパスの車両進入防止対策及び迂回誘導を迅速に実施できるよう、警察と連携して事前通行規制を行い、冠水事故の防止に取り組みます。

国土交通省では、令和8年8月千葉豪雨において、アンダーパスの冠水により人的被害等が発生したことを踏まえ、今後の大雨発生時における同様の冠水事故を防止するため、これまでに国道16号村田町アンダーパスにおいて予防的な事前通行規制の導入を図っています。

千葉国道事務所は、千葉豪雨以降も大雨が続いていることを踏まえ、新たに国道357号千葉市役所前アンダーパスにおいて、警察と連携し、予防的な事前通行規制を導入することとしました。

また、冠水時における車両進入防止対策の強化として、通行止め看板、バリケード、カラーコーンその他資機材を備蓄するとともに、自動作動又は遠隔操作が可能な遮断機による車両進入防止設備の措置についても検討していきます。

1. 規制区間：国道357号千葉市役所前アンダーパス前後区間
(千葉市美浜区幸町～千葉市中央区問屋町)
2. 規制条件：以下1)、2)のうち、いずれかに該当する場合
 - 1)「レベル4大雨危険警報」の発令かつ、
時間雨量が50mmに達した場合(予測を含む)
 - 2)道路管理者または警察が冠水の可能性があると判断した場合

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 千葉県政記者会 千葉市政記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 千葉国道事務所

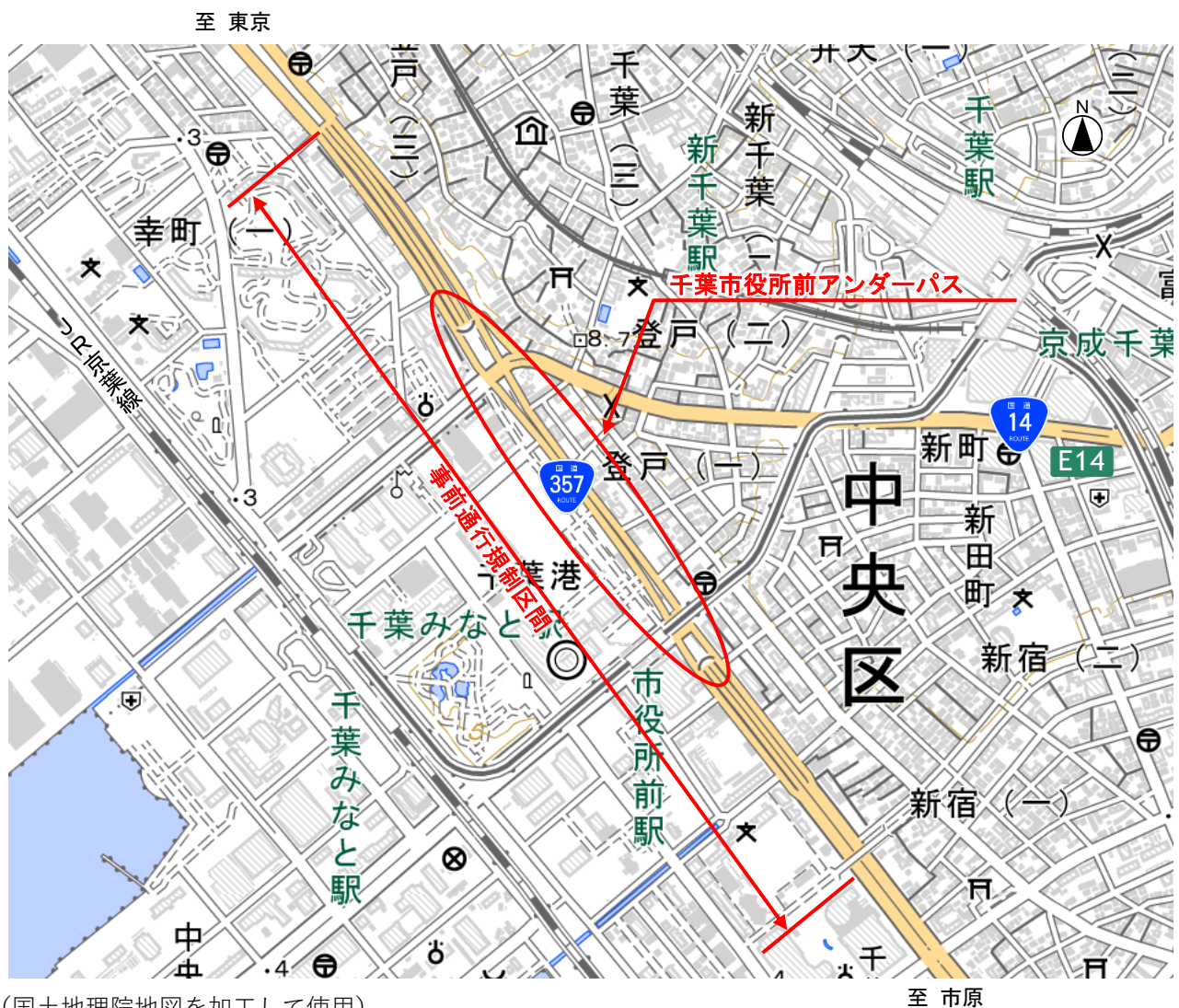
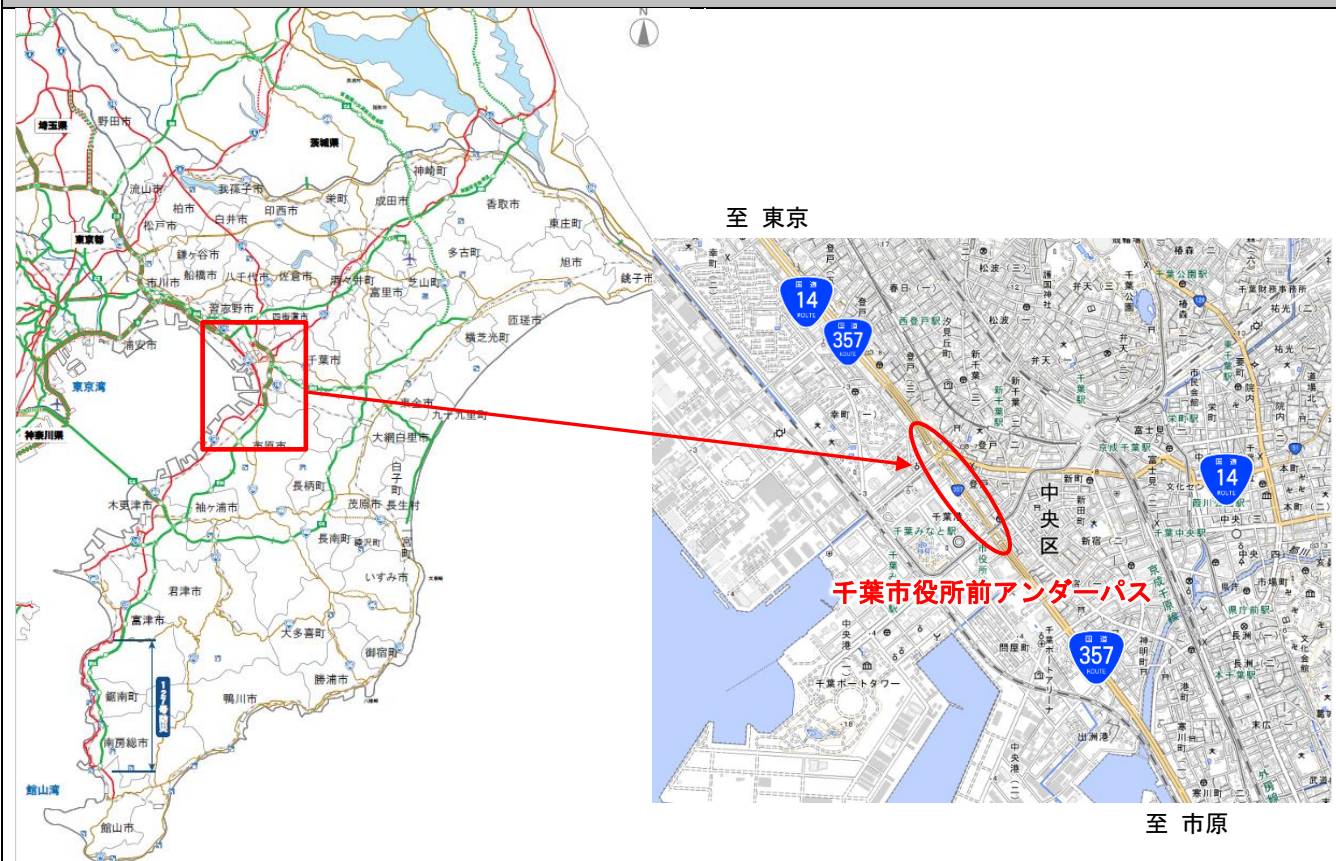
電話：043-287-0311 (代表)

メールアドレス：ktr-chiba-koho@mlit.go.jp

副所長(管理) 宮沢(みやざわ) (内線：205)

管理第二課長 黒崎(くろさき) (内線：441)

国道357号 千葉市役所前アンダーパス



(国土地理院地図を加工して使用)